

## 日清戦争の戦後経営と貿易擴張策（下）

宮本，又次

<https://doi.org/10.15017/4355401>

---

出版情報：経済學研究. 14 (1), pp.60-104, 1948-05-25. 九州大学経済学会  
バージョン：  
権利関係：



# 日清戦争の戦後経営と貿易擴張策(下)

宮 本 又 次

## 第三節 保護貿易政策の展開

### 一、外國貿易擴張方法一斑

以上は日清戦争後の経営として、明治二十九年中に主として農商務省によつて取り上げられた貿易擴張の方策であつて、云はゞ直接に貿易を助長せんとした施設であつたわけであるが、これと相關聯し、これに續いて直接・間接の貿易擴張策が講ぜられてゐたことを忘れてはならない。明治二十九年大阪に恐慌起り、同年九月豫算不成立により、伊藤内閣は倒れたが、松方内閣の下に榎本農商務大臣も金子次官も留任したから、その計畫はそのまま持續され、二十九年冬の豫算で、金子の樹てた計畫の豫算案はそのまま通過し、従つてその外國貿易擴張策は着々實施されたものであつた。

伊藤博文編「秘書類纂」實業・工業資料中に「外國貿易擴張方法」なる記録が收められてゐる。<sup>1)</sup>「戦後ノ經濟ヲ整理シテ國家ノ富源ヲ増殖セシメント欲セバ、先ヅ外國貿易ヲ擴張スルヲ以テ最大ノ急務トス。其擴張ノ方法ニ付必要ナル事項

ノ要領ヲ略述シテ、政府ガ將來ニ於テ採ルベキ方針及順序ヲ列記セントス』として、戦後に於ける外國貿易擴張方法一斑を示してゐる。これは前後の關係や文意によつて、金子次官の意見と推察され得る。

これによれば、専ら外國に向て計畫施行するものと、内地に向て經營すべき事項との二つに大別され、前者に關しては第一航路の擴張、第二内外に於ける船舶及び貨物の保險、第三海外に於ける金融、第四海外の支店及組合營業、第五海外實業練習生、第六海外視察の六を擧げ、後者については、第一同業組合、第二興業銀行、第三貿易品陳列所、第四工藝學校、第五商業學校、第六商業會議所、第七輸出品商況報告の七項を擧げてゐる。而してその事項を實施する目的を以て、その管轄廳を區別すると、海外に對する計畫の中、第一・第二は遞信省の主管、第三は大藏省の主管、第四・五・六は農商務省の主管であり、内地に對する計畫の中、第一・第三・第六・第七は農商務省の主管（第七輸出品商況報告の中一部は外務省の主管である。）であり、第二は大藏省の主管、第四・第五は文部省の主管であるとする。

第一の航路の擴張については『外國貿易ヲ擴張ヤント欲セバ先ヅ日本ノ海岸ヨリ外國ノ商港ニ至ル海上ノ通路ヲ開カザルベカラズ。此通路ハ即チ彼我ノ間ニ往復スル船舶ノ航路是ナリ。故ニ之ヲ占有セズシテ我貨物ヲ外國ニ輸入シ、又彼物品ヲ我邦ニ輸入シテ海外貿易ヲ盛大ニセント欲スルモ決シテ望ムベカラザルナリ、依テ政府ハ航路擴張ノ方針ヲ以テ、先ヅ海外ノ貿易輸出入額ヲ調査シ、貿易隆盛ノ外國商港ニシテ、尤モ日本ニ接近シタルモノヨリ航路ヲ開始シ、漸次他ノ商港ヲ延長スルコトヲ勉ムベシ。而シテ航路ヲ開始セシムルニ當ツテハ其難易ト船舶ノ噸數トニ依リ、政府ハ宜シク相當ノ保護金ヲ航海業者ニ支給シ、又造船ノ事業及び海員ノ養成等ヲ獎勵スベシ』とある。第二の内外に於ける船舶及び之に搭

載する貨物の保險について云ふ所を聞くに、歐米各國には皆保險の方法あり、而も一會社に於てよく船舶及び貨物に對する保險を引受くること能はざるものがある故に、歐米にては再保險（分割保險リー・インシュアレン）の方法がとられてゐる。我邦に於ても航路を擴張して、盛んに外國の商港に往復する以上は、保險を附せざれば内外人の信用を得ること能はないであらう。『然レドモ此ノ如キ保險ハ獨リ内國ノ保險會社ニ於テ悉ク負擔シ能ハザル大事業ナルガ故ニ速ニ歐米ノ保險會社ト連絡ヲ附ケ、又ハ特約ヲ結び、以テ内外相應ジテ保險ノ事業ヲ經營シ、將來ニ於ケル日本ノ船舶及ビ貨物ヲ安全ノ位置ニ置クコト本邦ノ海外貿易ヲ擴張スルニ付キ最モ急務ナリトス』と記してゐる。航路を擴張し又保險の連絡を附けると同時に輸出入品に對する荷爲替の途を開き、以て金融の機關を備へざるべからずとして、第三の海外に於ける金融を擧げてゐる。即ち正金銀行又はその他の銀行にして、外國に設置しある支店又は出張所は僅少であつて、我邦外國貿易の金融機關は十分とは云へぬ。『故ニ政府ハ正金銀行・日本銀行其他ノ銀行ニ勸誘シテ外國ノ銀行ト「コルレスボンデス」ヲ取結ハシメ、以テ我邦ノ輸出品ニ對スル爲替ヲ附シ、又彼國ヨリ輸入スル貨物ニ對シテハ直チニ外國ノ銀行ニ於テ之ガ支拂ヲナシ、又ハ外國ニ於テ荷爲替ノ金員ヲ交付スルノ途ヲ開カシメザルベカラズ。又本邦ノ銀行モ亦歐米ノ銀行ト連絡ヲ附ケ信用證券（レター・オブ・クレデット）ヲ發行シテ、歐米諸國及支那・印度・濠洲等ニ於ケル貿易ノ金融機關ヲ具備スルノ途ヲ開カザルベカラズ』とする。更にこれについて、第四に着手すべきものは『海外ニ支店ヲ設ケ又ハ外國人ト組合營業ヲ爲スニアリ』、『海外貿易ヲ盛大ニセント欲セバ現今行ハルル委託販賣ノ方法ヲ廢止シ、直接ニ取引ヲナサザルベカラズ』と論じてゐる、海外に支店を設け、又外國人と組合營業を爲すには、外國貿易に従事する必要な人物を養成せねばなら

ぬ。こゝに第五として海外實業練習生がとりあげられる。『第一ヨリ第五ニ至ル海外貿易擴張ノ準備整ヒタリト雖モ宇内ノ貿易ハ年ヲ追フテ膨脹シ、昨日ノ情況ハ今日ノ實際ト異ナルモノナレバ、常ニ海外貿易ノ實況ヲ視察セザルベカラズ』。かくて第六の海外視察の重要性が擧げられる。

内地に向つて經營すべき事項中、第一にあげられてゐるのは、同業組合の事である。『外國貿易ノ機關悉ク具備シ、彼國ノ市場ニ於テ我貨物ヲ盛ニ販賣セント欲セバ先ヅ内地ニ於ケル輸出品ノ品質ヲ一定シ、外國ニ於テ多額ノ注文ヲ受クルモ聊カ供給ニ差支ナキマデノ準備ヲナサザルベカラズ。』然ルニ我工業ノ現況ニ依レバ小資本家各々自己ノ意見ヲ以テ、輸出品ヲ製造スルガ故ニ、品質ノ一定ヲ期スルコト難ク、又粗製濫造ノ弊多ク到底外國ニ於ケル多額ノ注成品ヲ供給スルコト能ハズ、故ニ輸出重要品ニ付テハ同業組合ヲ設ケ、組合ノ規約ニ依リ一定ノ品質ヲ保續シ、粗製濫造ヲ防止スルコト目下ノ急務ナリ。』とする。同業組合を設置し、輸出品の製造法を一定ならしめたにしても、製造者に資金を供給するの途が開かれねば、貿易を促進する所以ではないとし、その資本を供給する途として、興業銀行の創立を第二に擧げる。同業組合を設置し、品質一定の良品を製作せば、これを一堂の中に陳列して外商の觀覽に供し、併せて内商に輸出品購買の便を與へねばならぬ。かくて商工業隆盛なる土地に於ける貿易品陳列所の建設が第三に主張される。第四には外國貿易に適する商品製造の技術を教育する工藝學校、第五には外國貿易に關する歐米諸國の歴史及び之に必要な學術を教授する商業學校の設立が重要視されてゐる。又第六には『商業會議所ヲシテ政府ト人民トノ中間ニ立テ相互ノ意見ヲ疏通セシムベシ』とし、海外貿易に關する法按又は事項は政府より會議所に諮問して、その意見を具申せしめ、會議所よりもその意見を上申

し、政府の趣旨は之を經由して、營業者に周知せしめねばならぬ。商業會議所の本分は貿易の機關たることにあるとする。

『内外ニ於ケル我商品ノ情況ヲ迅速ニ熟知スルハ我海外貿易ヲ擴張スルニ當リ尤モ緊要ナルモノトス』とて、第七に輸出品商況報告の必要を擧げる。即ち『政府ハ外ニ於テハ在外領事ニ訓令ヲ發シ、外國ニ於ケル我輸出商ノ商況ニ付キ今一層心力ヲ盡シテ精細適切ナル報告書ヲ送ラシメ、又内ニ於テハ地方長官ニ命ジテ、其商品ノ製造及販賣方法其他必要ナル事項ヲ報告セシメ、農商務省ニ於テ、之ヲ一括シテ一小冊子トシ、毎年之ヲ在外領事館、府縣廳商品會議所又ハ實業家ニ頒布スベシ』としてゐる。

以上の如き貿易擴張方法は日清戦後經營の最大の方策として、明治二十九年より數ケ年にわたり、着々實施實現せられ、なほその他にも保税倉庫・特別輸出入港・生絲直輸出獎勵法・輸出入税の廢止・直輸出入の獎勵等幾多の手がうたれた。

日清戦争直後、農商務省が實施せる農商工高等會議・海外商況視察・海外實業練習・商品見本の發送・商品試驗製造・海外商況報告・貿易陳列館に關しては、既に前節に於て詳説したから、こゝではそれ以外のものにつき説明したいと思ふ。

(1) 秘書類纂、實業・工業資料、一八六頁—一九六頁。

(2) 金子堅太郎氏は明治二十八年中に「戦後經濟の方針及び機關」なる著書をなし、秘書類纂所掲のものと同様の意見即ち外國に向ひては六項、内地に向つても六項の事を創設擴張すべしと力説し、佛國の外國貿易の方針は坐商にして、英國の方針は行商なり。我が邦は英國に倣ひて、行商の方針を取らざるべからずと論ず。東京經濟雜誌、第三二卷八〇三號、八九九頁。この考へは金子氏が明治三十一年四月農商務大臣となつた時にも持續された。金子堅太郎、經濟政策（明治三十五年）中に收録されたる「我海外貿易に關する方針」（二三九—二六五頁）。「坐商主義と行商主義とを論じて戦後の經濟計畫に及ぶ。」（二六五—二七三頁）參照。

(3) これについては「外國貿易擴張費要求の理由及び貿易品陳列館設」(立大陽、第二卷三號)参照。

## 二、海運業獎勵施設

日清戰爭に際し、日本郵船會社その他の國內船舶は殆ど全部を徵發してもなほ足らなかつたので、船舶の充實には大なる苦心が拂はれた。郵船會社は九艘を購入して御用船に供し、政府は更に相當船舶を會社名義にて購入することを命じ、又大阪商船會社も獨逸汽船二艘を購入し、又別に四艘を借入れて、軍務に供用した様な次第であつた。この結果、我國の汽船總噸數は二十八年末には三十三万二千噸に上り、戰前の十八万二千噸に較べて、十五万噸即ち約二倍に達するの激増を見た。戰後に於ける問題としては、これ等の船腹を平和的貿易に振り向けると共に、一朝事ある時に處し、萬遺漏なからしめんがため、これを維持し益々擴張するの必要が痛感された。かくて、明治二十九年三月二十三日航海獎勵法(法律、第十五號)、造船獎勵法(法律、第十七號)が發布されることゝなつた。航海獎勵法は第八議會に於て衆議院の建議せる法案にもとづき、その趣旨は白根遞信大臣の議會演說中に明らかにされてゐる。『(前略)帝國海運の事業、外國航路に對しての範圍は僅かにアジヤ近海の間に止まり、遠きも孟買を踰ふること稀なり、明治廿七年の統計に據るに帝國各港に出入せる貿易船の噸數は外國船八十八に對し、我船舶は十二に過ぎず、其搭載の數額を比較すれば、外國船九十に對し我船舶は十に過ぎず、而して明治廿七年間の運賃總額二千百五十二萬圓の内二千零廿七萬圓は悉く外國船の收得する所となり、我船舶の得るところ僅かに十七分の一に過ぎず、此一例を以て見るも、航海獎勵法制定の今日に尤も必要なるは論を俟たざるな

り。故に政府は帝國と外國との間に於ける航路若くは外國諸港の間に於ける航路に對し一般の獎勵を行ひ、廣く航路を處々に求めんとす』云云。而して航路獎勵には一般獎勵と特別獎勵とがあり、特別獎勵は航路の難易緩急に應じ特別助長金を航業者に交付せんとせるもので、まづ濠洲・孟買・浦鹽斯德・ゴルサコツフの四航路を指定し、特別獎勵を行はんとした。他は一般獎勵として、この航海獎勵法の規定により行はんとせるものである。歐米兩航路をも特別獎勵によつて開かんとせしも、これは凡そ一百餘万圓の保護金を要し、當時の我が國の船舶及び海員の技倆にては逆も好結果を收むる能はずとの意見多數を占め、初めは隨意に歐洲又は米國へ航海を試みるものには、一般獎勵法の定むる所により相當の保護金を與ふることとした。<sup>4)</sup>航海獎勵法第一條には『帝國臣民又は帝國臣民のみを社員若くは株主とする商事會社にして自己の所有に專屬し帝國船籍に登録した船舶を以て帝國と外國との間又は外國諸港の間に於て貨物旅客の運搬を營業とする者には此の法律の規定に依り其の船舶に對し航海獎勵金を下附す』と規定されてゐる。<sup>4)</sup>

航路を外に擴張するためには、先づ内に海員を養成し、造船を盛んにせねばならぬ。當時白根遞信大臣は述べて曰く『帝國船舶は二十七年末に至り千四百六十五艘二十一萬四千八百二十六噸の數に達し、頗る進歩の趨勢を呈したるが如しと雖も、其船舶の大部分は外國より購入したるものにして、内國に於て製造したるものは極めて寥々たるを免がれず、今最近五ヶ年間に登録したる船舶を觀るに内國製造に係るものは百十五艘二萬七千九百七十三噸にして一艘の平均噸數は二百二十三噸に過ぎず、外國製造に係るものは七十一艘十三萬九千三百十噸にして一艘の平均千九百六十二噸なり、且つ一千噸未滿の船舶は内國の造船所に於て之を製造するを得れども一千噸以上のものに至りては、概ね之を外國に仰ぎ内國の製

造に係るものは僅に一・二艘に過ぎず、故に航海の事業を擴張して、國力の増進を計らんと欲せば造船の事業を奨励するに  
 あらずんば終に其目的を達する能はざるものと確信す<sup>(1)</sup>と。かゝる主旨の下に出された造船奨励法はその第一條に『帝國臣  
 民又は帝國臣民のみを社員若くは株主とする商事會社にして遞信大臣の定むる資格を備ふる造船所を設け、船舶を製造す  
 る者には此の法律規定に依り、其の製造船舶に對し造船奨励金を下附する』事が規定されてゐる。この奨励法に關しては  
 兎角の批判もあつたが、その効果は忽ち現はれ、船舶は驚くべき急速度を以て増加した。二十九年より三十五年に至る間

明治二十九年	一二六艘	二六五、六九六噸
三〇年	四〇	三二、一九八〇
三一年	一四四	三五七、〇八五
三二年	一四八	三八二、四〇〇
三三年	一七九	四一〇、五三七
三四年	一七〇	四四三、六三九
三五年	一八二	四六九、八六三

二十九年	一艘	三、九六七噸
三〇年度	一五	六八、六八三
三一年度	二七	一二六、一九五
三二年度	二九	一三三、七三三
三三年度	三四	一六二、六五一
三四年度	四四	一八四、四二〇
三五年度	四三	一八七、〇〇〇

に上掲の如く艘數・噸數を増加してゐる。<sup>(2)</sup>

即ち三十五年を二十九年に比較せば、隻數に於て、五十六艘、總噸數に於  
 て二十万四千百六十七噸の増加にして、噸數増加の割合は六年間に七割八  
 分に達してゐる。又船舶の性質及び構造上に於ても著大なる進歩をなし、  
 航海奨励法及び造船規定に合格したる年々の汽船は上掲の如くであつた。<sup>(3)</sup>

即ち六年間に十八万噸以上の有力なる船舶を増加したわけである。

日本郵船會社は御用船勘定に屬する利益金を以て海外航路擴張費に充て  
 て歐洲航路を開くに決し、二十九年三月土佐丸を横濱より神戸・下關・香  
 港・コロンボ・孟買・ポートセツト諸港を経て、ロンドン、アントワープへ  
 向け出航せしめてゐた。これ我國汽船の歐洲航路の最初であつた。又日本

郵船會社は二十九年八月香港・シヤートル線を開き、同十月には濠洲アデレート線を開いた。又三十二年十月には新に上海・芝罘・天津間に毎週一回の定期航海が開かれることとなり、大阪商船會社も二十九年五月まで神戸、基隆間の航路を開き、次いで三十年三月には台灣總督府の補助を得て、台灣關係の五航路を開き、三十一年には清國揚子江線、三十二年四月には淡水香港線、同五月には漢口宜昌線に續々就航した。<sup>10)</sup> 恰も二十九年七月淺野總一郎・澁澤榮一・原六郎・塚原周造等により資本金七百五十万圓の東洋汽船會社が設立され、やがて横濱・桑港間の開航ともなつた。かくの如く日清戰後數年にして我が國海運業に三大會社の鼎立を見、一大飛躍を遂げたことは特筆すべく、これが直接・間接に外國貿易を助けたことは云ふまでもない。<sup>11)</sup> 次に明治三十五年度に於ける汽船四十三艘十八万七千噸の内特定命令航路に使用せらるゝ船舶と、純然たる獎勵法の下に使用せらるゝ船舶とを區分すれば、前者は二十九艘(一四〇、二五四噸)後者は十四艘(四六、七四六噸)であつた。命令航路に使用せられし船舶の船主は、日本郵船・東洋汽船・大阪商船・大家汽船であり、獎勵法の下に航海せし船舶の船主は日本郵船・三井物産・三菱合資・大阪商船であつた。<sup>12)</sup>

航海・造船の二獎勵法に依つて支給された補助金は初年度の明治二十九年には僅に十三万四千七百圓に過ぎなかつたが、翌三十年には五十三万八千七百圓に上り、三十三年には一躍して四百十三万二千六百圓、三十五年には六百十三万二千五百圓に達した。航海獎勵金をうくるものは日本郵船・三井物産・三菱合資等であり、造船獎勵金を受くるものは三菱造船所・大阪鐵工所・川崎造船所・石川島造船所等であつた。又明治三十五年について見るに船路助成をうくるものは日本郵船の歐洲線、シヤートル線、濠洲線、孟買線、東洋近海及び内地沿岸航線であり、東洋汽船會社の香港桑港線、大阪商

船の揚子江線、台灣及南清線、神戸韓國線、大家七平の日本海線、大東汽船の上海・蘇州杭州線であつた。航路・造船の發達はとりもなほさず、貿易の發達を助長するものであり、且つはそれを裏附けるものと云はねばならない。

(1)(4)(6) 法令全書、明治二十九年、上卷。

(2) 大陽、第二卷四號、八九〇頁。この法案及び航海獎勵法案説明書は、秘書類纂、實業・工業資料、五五頁―六六頁にあり。

(3) 大陽、第二卷四號、八九〇頁。

(5) 大陽、第二卷四號、八九二頁。

(7) 例へば、田口卯吉は「航海保護」と題し、それは日本郵船を結局保護するものなりと論じてゐる。東京經濟雜誌、第三三卷八一七號、四四七頁。日本郵船株式會社社長森岡昌純は、逓信大臣黒田清隆宛に、「航海獎勵案ニ付卑見具狀書」を出し、名義を帝國臣民に藉り、以て獎勵金を取得せんことを謀るものあるを恐れ、獎勵金支給の割合上級の船舶に薄く、下級の船舶に厚しと難じてゐる。秘書類纂、實業・工業資料、六七頁―六九頁。

(8)(9)(12) 航海造船保護の結果、東京經濟雜誌、第四八卷三一―一號、一〇七一頁。(明治三六年二月五日)

(10)(11) 鶴見左吉雄、日本貿易史綱、三三二頁、三三三頁。

### 三、保稅倉庫の設置と生絲輸出獎勵法

#### (イ) 保稅倉庫の設置

從來「借庫規則」なるものが行はれてゐたが、それは外國人を本位としたものであつたから、日清戦後の貿易伸張の一策として「保稅倉庫法」が明法三十年三月二十六日法律第十五號を以て公布され、邦人の爲めに

輸入手數未済貨物を藏置せしめんとするに至つた。<sup>1)</sup>同年六月には大藏省令第九號を以て施行細則を定められ、同年七月一日から施行された。

尤も借庫は既に邦人にも利用され、又本法施行當時「借庫規則」も依然効力を生じてゐて、それが自然消滅となつたのは明治三十二年八月四日改正條約及び關稅法の施行を俟つてあるから、保税倉庫法が内外人に一律に適用されたのはこの時からと云はねばならない。此の保税倉庫制が設けらるゝや、各稅關では官設保税倉庫を設置したが、極く小規模なもので、<sup>2)</sup>本制度創設後兩三年間は商人間に其の利便が知悉されなかつたこと、慣行に制せられ、例へば横濱の如きに於ては、波止場取引とて外商が納稅して内商に賣渡す慣行あること、預證券に關する取扱が嚴重なること、倉敷料が全國一率なる爲め地方に依つては、市中率より著しく高率であつたこと等によつて、保税倉庫制の利用實績は微々たるものであつた。なほ保税倉庫は官設の外、私設のものも認められたが、本制が設けられて、間もなく私設の保税倉庫の方がより多く利用されると云ふ形勢を示した。<sup>3)</sup>それはともかく、この制度によつて貿易が促進されたことは云ふまでもない。

(口) 生絲輸出獎勵法 直輸出殊に生絲輸出の促進策は日清戰後に於て最も痛感された課題であつたが、明治三十年三月政府は生絲直輸出獎勵法案を衆議院に提出、同年四月二十二日同法の制定を見しものである。<sup>1)</sup>その第一條には「帝國臣民又は帝國臣民のみを社員若くは株主とする商會社にして、左の條件を具備する生絲を外國に直輸出したる者には此の法律の規定により、生絲直輸出獎勵金を下附す」と規定してゐる。施行期間は明治三十一年四月一日以降滿五ヶ年間で定められてゐた。この法律は帝國臣民又は帝國臣民のみを社員若くは株主とする商會社にして、帝國内に於て製造したる

生絲なること、登録商標を貼付したる生絲なること、生絲検査所の検査を経て一・二・三等に該當する生絲五百斤以上なることの三條件を具備せる生絲を外國に直輸出するに際し、百斤につき一等五十圓、二等三十圓、三等二十圓の獎勵金を下附することとせしものであつた。<sup>5)</sup>これに對し徒勞にして且つ濫費にとゞまる愚案なりとの反對もあり、早くも横濱の外國人の商業會議所にて反對運動が起り、上海にても反對の聲が擧つた。<sup>7)</sup>これ等在留外商の運動を背後にして、英米兩國の反對があつた。即ち英は此法律が日英新條約に違反するものなりとなし、『倫敦商業會議所は同國外務大臣に具申する所あり、邦人中にも同條約と兩立せざるを發見し、廢止の必要を説くもの』があつた。<sup>8)</sup>例へば「東京經濟雜誌」第八八三號は『生絲直輸出獎勵法を廢すべし』との論説を掲げ、改正條約中には日本人の船舶によると外國人の船舶によることに拘らず、之に課するに同一の輸出税を以てし、又之に許すに同一の獎勵金并に税金拂戻のことを以てすべしとの文言があるから、これと衝突する様な法令は避くべきであるとする。<sup>9)</sup>併し乍らより強き反對はアメリカ合衆國政府の抗議であつた。同國國務省の見解によれば、同法は一八九四年の條約によつて獲得されたアメリカの商權を阻害するものであると云ふにある。結局日本政府はアメリカ合衆國政府の公式的抗議に讓歩し、明治三十一年五月二十六日（一八九八年五月二十五日）遂に之を廢止せざるを得なかつたのである。<sup>10)</sup>實施後僅かに二ヶ月、朝令暮改、「大陽」誌上には『近頃笑止の至りなり』と批評せられてゐるが、笑止どころか實は、如何にして直輸出を促進せんか、と踏踉たる歩みをつゞけし、<sup>11)</sup>苦悶の象徴だつたのである。

(1) 法令全書、明治三〇年、上卷、三月分、二四頁。東京經濟雜誌、第三五卷、八六六號、三六〇頁。

- (2) 大藏省編、明治財政史、第七卷、四八二—五二一頁。大藏省編、明治大正財政史、第八卷、七三三—七六一頁。
- (3) 横濱税關沿革、三〇四—三〇八頁。日本倉庫業史、四三〇頁。
- (4) 法令全書、明治三〇年上巻、四月分、九五頁。明治二十五年蠶絲改良の目的にて、地方蠶業者と一部代議士との組織せる蠶絲業振興會は二十六年第四議會に直輸出獎勵案を提出したが決議を見ず、三十年に至り兩院を通過した。横濱開港五十年史、下巻、五四七頁。
- (5) 法令全書、明治三〇年、四月分、九九頁。
- (6) 東京經濟雜誌、第三五巻、八七〇號、五三三頁、五三四頁。
- (7) (9) 生絲直輸出法を廢すべし。東京經濟雜誌、第三六巻、八八三號。
- (8) 横濱開港五十年史、五四八頁。日本蠶絲業史、第一巻生絲貿易史、二六四頁にも同様の記事あり。
- (10) Cf. Papers relating to foreign relations of the U. S. 1898, pp. 438—449. 猪谷善一、日本貿易論、一七五頁。生絲直輸出獎勵法の廢止、東京經濟雜誌、第三七巻、九〇九號、一五頁
- (11) 大陽、第四巻、一三號、六二頁。(明治三十一年六月二〇日)

#### 四、貿易港の開設

安政五年の五ヶ國條約により下田・箱館・長崎の外に神奈川・新潟・兵庫が開かれ、下田は廢せられたが、横濱・長崎・函館(安政六年六月二日開港)神戸(慶應三年十二月七日開港)新潟(明治元年十一月十九日開港)の外、開市であつた大阪が慶應三年十二月に開港場に指定され、爾來六港が外國貿易のために開かれてゐた。然るに明治十六年十二月に從來の慣例

により沿岸隨所で行はれてゐた朝鮮貿易を嚴原・下關・博多の三港に限り、本邦人所有船舶の出入及び貨物積卸を許され、降つて二十二年七月には、特別輸出港規則の發布によつて、米・麥・麥粉・石炭・硫黃の五品を海外へ輸出するために四日市・下關・博多・門司・口ノ津・三角・伏木・小樽の諸港が定められ、その後、二十三年三月に佐須奈・鹿見、二十四年一月には釧路を加へ、二十六年三月には露領浦鹽斯德及び朝鮮貿易のため宮津を、又明くる二十七年五月には露領沿海薩哈連島及び朝鮮貿易のため、伏木・小樽を、清國貿易のため、那覇を定めた。併しながら、輸出入港と云ふは上記六港に限られてゐたから、日清戰後經營として、大いに貿易擴張の計られた際に、これでは不便・窮屈なるをまぬがれなかつた。<sup>2)</sup> 明治二十九年三月法律第十八號を以て「開港外ニ於テ外國貿易ノ爲船舶出入及貨物輸出入ノ件ニ關スル法律」が定められ、同年十月二日勅令を以て博多（筑前）・唐津（肥前）・口ノ津（肥前）・敦賀（越前）・境（伯耆）・濱田（石見）の六港が定められた。開港場を六港に限るのは不足であるが、而も故なく外國人に開港場を許すべきではない。こゝに於て、特に日本臣民に限り、何れの國に對しても、自由に輸出入をなすことを得るためと、此の六港を指定するに至つたものである。<sup>3)</sup>

この明治二十九年十月に指定された開港外の貿易港即ち特別輸出入港と、先に二十二年七月の特別輸出港規則によりて設定された下ノ關・博多・小樽・伏木・口ノ津・唐津・室蘭・三角・四日市及び釧路の十一港とは如何なる點に相違があるかと云ふに、特別輸出港は附近の生産物を海外に輸出するに當り、一々開港場にまで運び來りて、税關の検査をうくる煩を避けしめんがために、特に附近税關より出張所を設け、内國臣民に限り、此等の各港より直ちに世界何れの國へ向つ

ても隨意に輸出することを得せしめたものである。これに對し開港外の貿易港たる特別輸出入港は内國人に限る事、及び全世界に對し、輸出するを得ることは同一なるも、彼は輸出のみに限り、これは輸出入ともになし得るの差違がある。而して特別輸出港にては、米・麥・麥粉・石炭・硫黄等の輸出をなすものは、外國人の船舶を雇ふことを得る制度であつたが、特別輸出入港では如何なる名義を用ふるも、外國人所有の船舶は其港に入るを得なかつた。この點についてののみ云へば、特別輸出港は特別輸出入港よりも大なる權利を有するものであると云へる。而して博多・口ノ津・唐津の三港は特別輸出港より特別輸出入港に昇進せるもので、且つ特別輸出港の資格をも有するものであつた。又支那・朝鮮・露領を限つて輸出入を許されたものがあつたことは、先に示したが、これ等の限國輸出入港の中・下ノ關・博多・嚴原・鹿見・佐須奈の五港は朝鮮貿易の輸出入港、小樽・伏木・宮津は朝鮮貿易及び露領貿易のための輸出入港、那覇は支那貿易の爲の輸出入港であつた。この九港は内國人に限ること、輸出入とも自由なること、は、特別輸出入港と同じであるが、限國なる點に於て、特別輸出入港の全世界に制限のないのと相違してゐた。

從來下ノ關・博多・小樽・伏木の四港は、限國輸出入港にして特別輸出港であつたが、その中、博多がこの時から、特別輸出入港となつたわけである。専ら特別輸出港たりしものは、口ノ津・門司・唐津・室蘭・三角・四日市・釧路であつたが、その中唐津・口ノ津は昇進して特別輸出入港となつた。又専ら限國輸出入港たりしものは、舊に依り嚴原・鹿見・佐須奈・宮津・那覇であつた。

以上の如く日清戰爭以後に於て、多數の貿易港が開かれ、貿易港が整備擴充されたことは注目すべきである。これも亦

戦後經營としての貿易擴充計畫の具現と見るべきである。

而して一方多年の懸案であつた條約改正は、明治二十七年日英通商航海條約の公布に引續いて、其他の諸國との間にも締結され、七月からその實施の運びとなり、新定の關稅法も八月四日から施行されることとなつた。かくて新開港への機運が熟しつゝあつたわけであるが、明治三十年六月新たに駿河國清水・伊勢國四日市・能登國七尾が三十二年五月には三角港が特別輸出入港として追加された。而も新たな關稅法の實施により新たに貿易港を定むべからざることとなり、これについては種々の意見もあつた。因みに當時の港名と港別とを示せば次の如くであつた。

開港 横濱・神戸・大阪・長崎・函館・新潟

相手國に制限なき特別輸出入港 博多・唐津・口津・敦賀・境・濱田・清水・四日市・七尾

相手國に制限ある特別輸出入港 下關・博多・嚴原・鹿見・佐須奈（以上對朝鮮）・小樽・伏木・宮津（以上對朝鮮及露領亞細亞）・那霸（對清國）

特別輸出港 四日市・下關・博多・門司・口津・唐津・三角・伏木・小樽・室蘭

その中、從來の開港場と特別輸出入港は當然に新開港となるべきも、その他について如何なる範圍に於て開港とするや意見もあつたが、明治三十二年七月十三日勅令第三百四十二號を以て、從來の開港の外に新たに二十二ヶ所の新開港の指定をなし、今や我が國の開港は新舊合して、二十有八個の多きに及ぶに至つた。

駿河國清水 尾張國武豐 伊勢國四日市 長門國下ノ關 豐前國口ノ津 肥後國三角 對馬國嚴原 對馬國佐須奈 對馬國鹿見  
豐前國門司 筑前國博多 肥前國唐津 琉球國那霸 石見國濱田 伯耆國境 丹後國宮津 越前國敦賀 能登國七尾

以上の中室蘭のみは、麥・石炭・硫黃其の他大藏大臣の指定したる物品の輸出に限り之をなすことを得たものである。<sup>8)</sup>

從來開港場に於て外國人は永代借地權を有し、極めて低廉なる借地料にて使用してゐたが、これは聽て借地權回收の問題にまで發展し、これ亦條約改正促進に對する國民の熱烈なる要望の一原因となつたものであるが、明治三十二年七月、新條約の實施せらるゝに當り、永代借地權に關しては各國の通商條約中に『永代借地券中に領事館とあるは凡て日本官吏を以て之に代ゆ』となり、次いで三十四年九月法律第三九號を以て永代借地權に關する當該官廳の事務取扱規程並登錄事項を定め、同時に勅令第一七九號を以て帝國臣民又は法人が永代借地權を取得したる場合の規定を設けて出來る限り、同權の抹消を容易ならしめたので、同權は漸次邦人の手に移ることゝなつた。かくの如きことも、亦日清戰後に於ける貿易港を繞ぐる一つの問題であり、その解決にも日清戰後經營の一つの示現が伺はれるわけである。

- (1) 開港開市、日本經濟史辭典、上卷、一九五頁。明治財政史、第七卷、一一頁以下。
- (2) 特別輸出入港、東京經濟雜誌、第三四卷、八四六號、六二三頁。明治二十九年十月十日。明治財政史、第七卷、一八頁、一九頁。
- (3) 法令全書、明治二十九年上卷、三月分、二二頁。明治財政史、第七卷、二七頁。明治大正財政史、第八卷、五一頁。
- (4) 開港外の貿易港、大陽、第二卷二二號、五六頁。
- (5) 特別輸出入港の追加、東京經濟雜誌、第三六卷、八八三號、一頁。明治財政史、第七卷、二七頁。
- (6) 服部生、關稅法實施と貿易、東京經濟雜誌、第三九卷、九七二號、六二九頁―六三二頁。明治大正財政史、第八卷、五一頁。
- (7) 東京經濟雜誌、第四〇卷、九八七號、一四七頁。九九二號、四一六頁。明治財政史、第七卷、二九頁。明治大正財政史、第八卷、五

- (8) 東京經濟雜誌、第四〇卷、九八九號、二七六頁。明治財政史、第七卷、三一頁。  
(9) 鶴見左吉雄、日本貿易史綱、二八〇頁、二八一頁。居留地の土地處分、東京經濟雜誌、第四〇卷、九八八號、一七五頁

## 五、輸出入税の廢止と關稅改正

(イ) 輸出入税の廢止 日清戰爭を劃期とする我が朝野の商工立國主義、就中輸出第一主義は、又その關稅政策によつても具現した。例へば明治二十七年七月一日より實施せられたる緇絲輸出税の撤去、同二十九年四月一日より實施の棉花輸入税の廢止は、その最も注目すべき一里塚であつた。

輸出を獎勵しながら、輸出税を課するのは矛盾であるが、幕末の幕府は財政の窮乏を補ふために財政關稅としての輸出税を課してをり、この必要は明治新政府に於ても認められ、寧ろうち續く内亂による收入減は到底之を全廢し得なかつたのであつた。併しながら明治新政府が安定し、民間輸出業者の勢力が増大するに伴ひ、之が部分的免税は連年行はれる様になつた。即ち明治六年より十四年まで連年免税あり、その後數年間はそのことなく、二十年・二十一年の兩年に於て食鹽石炭の免税が行はれる様になつた。<sup>2)</sup> 輸出税の大免税は二十一年十月頃の問題であり、田口卯吉博士は最もこの點を主張してゐた。博士の記述によれば、問題の輸出税は明治十六年以降貿易の發展に併ひ、稅收入もまた多少とも増加してゐる。即ち輸出入税品百餘種中、千圓以上收入あるもの四十八種につき、十九年に約一千四百五十萬圓、二十年に約一千五百三十

万圓、千圓以下の収入のもの百餘種につき、十九年に三万二千圓、二十年に三万二千七百圓であつて、之を十五・六年當時に比すれば増加ではある。併し國庫にとつて重要なものは千圓以上収入ある部類にあり、千圓以下の収入部類に於ては之を全部免税するも、國庫に於ける収入減は二十年度に於て僅かに三万二千餘圓にすぎない。而もこの免税のため、關稅局は事務上の人件費・物件費を節約し得ると共に、我が國商業の發展を促すことが出来るものであるから、その利益は莫大である。これが大體田口卯吉博士の意見であつたのである。<sup>5)</sup> 明治二十一年末政府は勅令第八十三號を以て藥醫・製藥・織物等百餘種の輸出税を免除した。<sup>6)</sup> その價格は九十一万餘圓で、その税金は僅か四万九千圓にすぎなかつたが、これが行はれたのである。<sup>5)</sup> 而も田口博士は之を以て満足せず、一步を進めて輸出税の全廢に説き及んでゐる。「輸出税全廢同盟」(二十四年二月)「商況恢復の策は輸出税全廢にあり」(二十四年三月)「生絲取引」(二十四年四月)「輸出税全廢論」(二十五年十二月)「輸出税は何を措いても全廢せざるべからず」(二十五年十二月)等皆それであつたわけである。<sup>6)</sup> かくの如きは亦一般の要望する聲でもあつて、前記の如く明治二十七年七月一日には綿絲輸出税の撤去が實施されたのであつた。<sup>7)</sup>

事情は輸入税についても同様であつた。棉花の輸入税撤去問題は、明治二十二・三年頃より擡頭したが、之に對し大日本農會は『事農民福祉の消長に關し、國家の盛衰に及ぶの虞あり、事黙止すべからず』となして、大々的反對運動を起し、更に別働隊としては農學者の團體たる農學會も亦反對意見を發表して、之を聲援したのであつた。<sup>8)</sup> 併し日清戦後の商工立國熱に乗じて、又政府の輸出第一主義や戦後經營としての貿易擴張策によつて、遂に議會の通過を見るに至り、前記の如く棉花輸入税の廢止は二十九年四月一日より實施されるに至つたのである。<sup>9)</sup> これは我が農業利益が商工利益のために、

克服せられるに至つた劃期をなすものとして注目し値ひする。

かくて我が關稅政策は、原料品に對しては輸入無稅の根本方針を確立し得たのであるが、輸出稅についても、遂に日清戦後の貿易擴張施設の一環として、その廢止が斷行されたのである。勿論これとても何等の摩擦なしに行はれたものではなかつた。思ふに明治二十二年に於ける輸出關稅額は百七十萬圓餘であつたが、二十四・二十五年は二百二十萬圓となり、二十六年には百七十萬圓台に減ぜしも、二十七・二十八年には、再び二百二十萬圓餘となり、三十年には二百五十四萬圓に登つてゐる。<sup>10)</sup>これを全廢し去ることは、國庫に與ふる歳入の減少を來すものであり、實に容易ならぬことであつたわけである。併し乍ら輸出品はいづれも外國品と競争せねばならぬ。これに輸出稅を課したならば、その負擔は即ち我が生産者に歸することになるのである。こゝに思ひを致し、當時二百數十萬圓の收入ありし輸出稅も、輸出獎勵の意味から、勿論これは改正條約の實施によるものであるが、明治三十二年七月十六日以降、全般的に徵收せられざることゝなつた。<sup>11)</sup>

これ等一連の關稅政策が、我が輸出を促進したことは實に多大であつた。この時以來、我が綿絲の輸出は一大飛躍をなし得るのである。<sup>12)</sup>

(口) 關稅改正 日清戦後に於て、關稅制度が確立されたことも貿易史上注目すべきことであつた。我が國は安政五年六月始めて米國と修好通商條約を締結し、之に附屬する貿易章程を以て、船舶の出入及貨物の積卸に關する手續を定め、且つ船舶の出入に對し手數料を徵すべきこと並に輸出入稅率を定めたが、之に依れば關稅率は特殊の物品を除くの外、輸入稅は總べて從價二割、輸出稅は總べて同五分と定められた。之れ我國關稅制度の濫觴であつて、續いて同様のものが各國

との間にも締結された。而もこの條約に定めた開港開市を我が國は履行出来なかつたので、諸外國はその代償として輸入税率の軽減を迫り、遂に輸出入とも従價五分の税率となつた。これにはその後、歐洲諸國が殆ど全部加はつたから、我が國はこの片務的なる協定税率に依つて、多大の不利益を蒙ることゝなつた。これを以て維新以來この不平等條約の改正を期して我が國朝野の間に熱心なる運動が行はれ、或は米・麥・銅等輸出禁制品の解禁となり、或は石炭・綿糸の輸出税撤廢となり、更に棉花・羊毛の輸入税撤廢となつて現はれたが、税率の引上は條約に縛られて容易に出来なかつた。<sup>13)</sup>而も保護關稅問題は日清戰前に於て既に識者の提唱する所であり、明治二十三年十二月谷干城・富田鐵之助の二氏は稅權恢復産業保護のため關稅増加を發議し、貴族院の可決を得た。<sup>14)</sup>この理由書は稅權恢復と保護稅賦課の二つの要求から成つてゐるが、後者が主で、前者は従であり、後者のために前者が要望せられたのであつた。明治元年より二十三年六月に至る間に、わが貿易の入超額は一億四千七百九十四萬圓の巨額に及び、二十年から二十二年に至る三ヶ年間輸出入品平均價格の品種を見れば、わが國は原料を輸出し製造品を買ふ事實あり、これわが産業の不振なる實證であり、關稅に依り之を保護するの必要あり、而して十七年から二十三年に至る五ヶ年平均內國稅約六千二百三十萬圓に對し、關稅約三百四十萬圓、前者百圓に對し六圓四十錢餘にすぎず、列國と比較し、著るしき輕稅であり、今之を増加することは産業保護のほか國庫の收入を増加し、直稅特に地租負擔を輕減し得べしと云ふのがその要點であつた。丁度明治二十三年頃は大入超期で、亦不況時であつた。谷干城等の保護關稅の提唱は、當面の問題として關稅作用に依る景氣挽回策であり、米價の騰貴と關稅増收に依る農民の負擔の輕減を以て内地の購買力を増進せしめると云ふ意味に於ては地方土地所有者達の利益を代表したも

のと云へるであらう。之に對し田口卯吉博士は自由貿易論者として反對し、目下の景氣を挽回するには保護關稅の必要なしと云つた。田口博士の説によれば、景氣挽回策は保護關稅の新設ではなく、寧ろ輸出稅の全廢にあつた。<sup>15)</sup> 併し乍ら實際、保護關稅論は寧ろ相手國の問題だつたのである。明治二十六年には米國のマツキンレー關稅問題あり、わが國の絹織物に對する關稅は五割より六割に引き上げられた。<sup>16)</sup> 而も不平等條約を改正せざる限り、わが稅率の引上は不可能であり、わが朝野の要望にも拘らず、容易に諸外國を動かす能はず、明治二十七年に至つた。所が明治二十七年八月に至り始めて英國との間に、公正の主義と相互の利益とを基礎とする新通商航海條約の締結なり、次いで其他の諸國とも新條約の締結が行はるるに及んで、茲に多年の懸案たりし條約改正が成功し、我が國は始めて關稅自主權を獲得するに至つた。恰も二十七年を界としてわが貿易は出超時代より入超時代に入る。日清戰後の貿易の逆調は商權恢復論と呼應して益々、關稅増徴の論を強めたわけである。政府は明治三十年三月に關稅定率法を制定し、改正條約の實施期に先だつ六ヶ月なる三十二年一月を以て之を實施した。この國定稅率法はなほ片務的であつたが、我が國はとも角も自主的に關稅率を定め得ることゝなつたのである。<sup>17)</sup>

之に依れば、免稅品又は禁制品を除き、輸入物品の稅率は最低を從價五分、最高を從價四割として、此間を八階級に分ち、五分宛稅率を増すものであつて、普通工業品は二割として、天產物・未成品・學術器具・原料品・生産用具・半製品・日用消費品等には適宜稅率を低減したが、反對に奢侈品又は國內産業保護上必要な物品に對しては其の稅率を引上げる等、始めて或る程度の産業保護主義の色彩を加へ得たのであつた。併しかくの如き國定稅率の外には英・獨・佛・

項等に對しては、條約に従つて定められる協定稅率が甚だ多く存し、而も當時我が國は十八ヶ國に亘つて最惠國條款を結んでゐたから、此の協定稅率の行はれる範圍は頗る廣く、且つ此の最惠國條款の待遇は我に薄くして、彼に厚いものが多分に存してゐたから、此の點に於ても我が國の受ける不利益はなほ莫大なるを免れなかつた。なほ條約改正の成功に伴ひ三十二年三月關稅法を制定して、關稅諸制度に關する完全なる規定を設けたのを始めとし、保稅倉庫法（三十年三月公布）・稅關假置場法（三十三年四月公布）の諸法規を制定し、又之と前後して稅關組織の改善を圖る等、我が國關稅行政制度はこの時に至つて整備確立した。<sup>18)</sup>これ等が日清戰後の貿易伸張の上に大なる關係を持つたことは言ふをまたない。日清戰後の連年入超の時代に於て、かゝる關係が與へられたのであるから、益々協定稅率を國定稅率に代へやうとする運動が起らねばならない。併しこれは從來の不平等協定より自主的制度への轉化の端緒をなしたにとゞまる。その後には於ける關稅率の改正は燐寸原料・礦物肥料・人造肥料・鐵礦等を無稅とし、酒精・酒類・糖果類・生卵・石油等の稅率を引上げたに過ぎなかつた。關稅率の全面的改正は日露戰爭後（明治三十九年）をまたねばならなかつたのである。<sup>19)</sup>

- (1) 明治財政史、第七卷、二〇四頁、二〇六頁。明治六年麥・米・麥粉の無稅輸出を許して以來、毎年無稅輸出の品目を増し、明治十二年六月には、木綿織物外十四品の無稅輸出をなしてゐる。
- (2) 明治財政史、第七卷、二〇七頁。
- (3) 輸出稅廢止の議内閣に起る、東京經濟雜誌、第四四三號、明治二十一年十一月三日。
- (4) 明治財政史、第七卷、二〇七頁。輸出稅の免除、國民の友、第四卷三七號、三三頁、明治二十二年二月二日。
- (5) 東京經濟雜誌、第四五號、明治二十一年十二月二十九日發行。

- (6) 鼎軒田口卯吉全集、第四卷、三八〇頁、三八一頁、三九四頁、四一二頁、四二二頁。
- (7) 明治財政史、第七卷、二〇九頁。
- (8) (12) 高橋龜吉、最近の日本經濟史、三五七頁、三五八頁。棉花輸入税免除については、國民の友、第一二卷、一七九號、第一七卷、二七六號に問題にされてゐる。
- (9) 明治財政史、第七卷、二一一頁。
- (10) 明治財政史、第七卷、四八〇頁。
- (11) 輸出税はこれまでも漸次免除せられてゐたが、なほ生絲類・海産物・金屬・製茶・木材等の如きは依然有税品であつた。然るに改正條約の實施により、明三十二年七月十七日より全然輸出税を徴收せざることゝなつた。元來輸出税は、舊條約によつて徴收せられたものであるからである。明治財政史、第七卷、四七三頁。東京經濟雜誌、第四〇卷、九八六號、六一頁、明治三年七月八日發行、同上誌、第四〇卷、九八七號、三九頁。同上誌、第三九卷、二五〇頁。
- (13) 吉川秀造、日本財政史、五七頁、新經濟學全集、第一二所收。
- (14) 貴族院保護税賦課の献議案理由書、東京經濟雜誌、第五六五號。
- (15) 貴族院保護税賦課の献議を議す、東京經濟雜誌、第五六五號、明治二十四年三月二十八日。
- (16) 日本政府は米國關稅改正に關して利すところなかるべからず、東京經濟雜誌、第六九八號、明治二十六年十月二十八日。
- (17) 明治財政史、第七卷、八五頁以下。明治大正財政史、第八卷、一七〇頁。
- (18) 吉川秀造、日本財政史、五八頁、新經濟學全集一二。明治大正財政史、第八卷、七六頁以下。
- (19) 明治大正財政史、第八卷、關稅、一八七頁—一九二頁。

## 六、其の他の貿易擴張策

日清戦後經營として、とりあげられた貿易擴張策中には、對外的には航路の擴張、内外に於ける船舶及び貨物の保險、海外に於ける金融、海外の支店及び組合營業、海外實業練習生、海外視察等があり、對内的には同業組合・興業銀行・貿易品陳列所・工藝學校・商業學校・商業會議所・輸出品商況報告等があつて、これを實施する管轄廳については遞信省・大藏省・農商務省・文部省と多岐にわたつたわけである。その中、農商務省が管掌せし農商工高等會議・海外商況視察・海外實業練習・商品見本の發送・商品試驗製造・海外商況報告及び貿易品陳列館については、第一・第二節に於て詳説したし、海運業獎勵施設・保税倉庫の設置・生絲輸出獎勵法については、第三節に於て立ち入れる説明をなした。又貿易港の問題・輸出税・輸入税の廢止と關稅改正についても日清戦後に解決を見たのである。これは既に説明せる所で明らかであらう。なほこの外にも重要な貿易上の施設・方策が講ぜられた。

その一は重要輸出品同業組合及び産業組合に關しであらう。

(イ) 重要輸出品同業組合 重要輸出品同業組合法の發布及びこれによる組合の設立も、亦外國貿易促進の見地よりなされた日清戦後經營の一方策であつた。そもそも江戸時代には株仲間・仲間の制度が一般にわたつて行はれてゐたが、明治初年、市民社會への進出のためになよりも絶ち切らるべき舊制度アンシャン・レジムの一束縛として絶ち切られてしまつた。併し營業自由の原則は樹立されたにしても、これがため商法不規律、不檢束に流れ、種々の弊害を醸し出したので、例へば大阪

にては早くより商業組合なるものが結成され、これに代るに至つてゐた。殊に大阪商法會議所は仲間組合の成立に運動をつゞけ、大阪府も亦これに動かされて「大阪堺市街商工業取締法」なるものを布達し、同業組合が出現するに至つた。これが先驅をなしたゆゑか、明治十七年十一月に至り農商務省は同業組合準則を定め、地方長官が組合を認許するに當りて準據すべき根據を與へた。この準則によりて、出現せる所謂準則組合はその初め強制加入であつたが、三十年に至り強制加入でなくなり、ために組合員申脱退を申出するもの多く、同業組合の統一を缺き組合中には往々組合の名のみ有し、その實の伴はざるものを生ずるに至つた。<sup>1)</sup>この様な状態に於ては到底外國貿易に於て歩調を合せ、輸出を促進することは出来ない。せめて輸出に關する商品だけでも組合を設け、所謂粗製濫造の弊を防遏せねばならぬ。かゝる見地より重要輸出品同業組合法案なるものが、明治二十九年政府により議會に提出された。その要點は重要輸出品の製造又は販賣に關する營業をなすものは、同業者又は密接の關係を有する二種以上の營業者相集つて、同業組合を設置することを待とせるもので、重要輸出品の品目は勅令を以て之を定めることとした。同業組合は組合員協同一致して、營業上の弊害を矯正し、信用を保持し、其の他共同の利益を増進するを以て目的となすべしと定められてゐた。<sup>2)</sup>この重要輸出品同業組合法は、三十年四月法律第四十七號を以て發布せられ、爾來續々準則組合は其組織を變更し、若くは新規組合を組織し、其認可を農商務省へ申請し來り、明治三十四年中に發起認可を得たるものは、合計三十六に達したと云ふ。<sup>3)</sup>

(口) 産業組合 我が國に於ける産業組合の先驅は江戸時代の報徳社に於て認められるが、これは農村救済のための信用組合本位の結社でありながら、人格的・道徳的であつて、凡ての方面に於て封建的色彩の濃厚なものであつた。然るに

明治十一年に確氷社、同十三年に甘樂社が設立されたが、これは共に群馬縣の農民の間に起つた生絲販賣組合であつた。明治十六年には静岡縣の農民が自己の製茶を共同販賣する爲め、益集社なる協同組合を設立した。此等の配給組合が我が國二大重要輸出品たる生絲及茶について起つたことは注目すべく、その結社の直接の動機は當時海外に於ける粗製濫造の批難の聲に應じ、品質の矯正と統制とをなすためであつた。かくの如く我が國の産業組合は初めから外國貿易と深き關係を有してゐたのである。豫て獨逸留學中より品川彌二郎・平田東助は産業組合の必要を痛感してゐたが、恰も明治二十四年品川が内務大臣、平田が法制局長となるや、信用組合法案を議會に提出するに至つた。これは議會解散のため通過せず、品川は各地の有志に組合の設立を奨励したので、二十五年八月静岡縣掛川町に信用組合の設立を見、續々各地に設立され、日清戰爭後には配給を目的とする組合も出現した。明治三十年二月第一次産業組合法案が議會に提出されたが、これは通過せず、三十三年二月政府が之を議會に提出、同月兩院を通過し、同三月公布、九月一日から施行せられた。もとより産業組合が外國貿易に對して持つ影響は間接的であるが、當時の輸出品は生絲・茶の農産物を太宗とし、その他にあつても農産品や農家の副業製品の占める割合が大であつたから、産業組合と輸出品製造との關係は重大であり、従つて産業組合法規の制定とこれによる組合の發達はそのままに外國貿易に至大の影響を與へしものと云ふことが出来る。

その二は金融機關に關するものである。貿易金融機關としては、既に横濱正金銀行があつた。これは明治十二年十一月國立銀行條例により資本金三百萬圓を以て設立され、十三年二月から開業してゐた。爾來外國爲替・荷爲替の業務に従事し、將に外商のために壟斷せられんとしたる内外貿易上の金融を辛うじて邦人の手に保留したのであつた。明治二十年に

は從來の資本金三百萬圓を六百萬圓とし、且つ政府は橫濱正金銀行條例を發布したので、之によることゝなつた。從來橫濱正金銀行は政府より無利子若くは低利の爲替御用預金を受くる特典を有してゐたが、二十二年以降政府預金は日本銀行の所管に移り、その代りに日本銀行と橫濱正金銀行とは外國爲替手形再割引の特約を結ぶに至つた。この特典は日清戰爭後たる三十二年三月以降二千萬圓に確定せられ、この上に三十二年には日本銀行の保證準備擴張と同時に、日本銀行より更に二千萬圓の爲替資金の低利融通を受くることゝなつた。これ等が橫濱正金銀行の貿易上に演ずる役割を益々大にしたことは云ふまでもない。なほ日清戰中戰後に於て橫濱正金銀行は孟買支店（二十七年二月開業）、香港支店（二十九年九月）、天津支店（三二年八月）、牛莊支店（三三年一月）、北京支店（三五年一月）を相次いで開いてゐる。<sup>6)</sup> 日清戰爭以前に於ては紐育・里昂・倫敦・桑港・布哇・上海の六ヶ所に支店を有するにすぎなかつたが、日清戰爭を劃期として俄然中華方面に發展せるものである。

日清戰爭後日本勸業銀行・農工銀行・日本興業銀行其他の特殊銀行が相次いで設立されたが、就中日本興業銀行は貿易品製出に聯關せるものとして注目すべきであらう。「秘書類纂實業工業資料」所收の「外國貿易擴張方法」中にも『同業組合ヲ設ケタル後、政府ハ興業銀行ヲ起シテ農工・商品ノ資本ニ充ツル爲ニ低利ノ資金ヲ貸與シ物産増殖ノ途ヲ開キ、以テ外國貿易ノ隆盛ヲ計ラザルベカラズ。但シ其低利ノ資本ハ力メテ一己人ニ貸與スルコトヲ防止シ、同業組合ニシテ其基礎ノ確實ナルモノニ限り之ヲ保護スルノ方針ヲ取ルベシ』とある。<sup>8)</sup> 日清戰後の事業勃興期に當り、資本欠乏し、有價證券抵當の長期金融が要望され、かくて明治三十三年の議會に動産銀行法案が提出せられ、後、日本興業銀行法と改めて同年

三月公布を見、三十五年四月日本興業銀行の開業となつたものであるが、これ亦その設立にあたり外國貿易擴張への意圖が前提にあつたと云はねばならぬ。<sup>10)</sup>

政府は日清戦争後正金銀行及びその他の銀行に勧誘し、コーレスボンデンスを取結ばしめ、又歐米銀行と連絡して信用狀（レター・オブ・クレジット）の發行をなさしめたが、着々この方面にも、これが實現を見、爲に貿易は大いに促進せしめられた様である。<sup>11)</sup>

貿易發達上海上、保険は大なる役割を持つものである。併し明治二十六年には、未だ海上保険二社、火災保険三社に過ぎず、その資本金は些々たるものであつた。併し「内外ニ於ケル船舶及貨物ノ保険」は戦後外國貿易擴張の一策として高調された所であり、再保険の事も最も注意せられつゝあつた。<sup>11)</sup> この關係からでもあらうか、日清戦争以降は漸くその勃興を見、明治三十年には社數四、拂込資本金三百万圓に上つてゐる。<sup>12)</sup>

その三は實業教育の普及であらう。日清戦前に於て既に井上毅は文部大臣として實業教育の振興普及を計畫實施してゐたが、その効果は、戦時及戦後に互つて大いに現はれた。國力充實の急要に對へるためには、なによりも實業教育を振興せねばならぬ。かくて各種實業學校が全国各地に勃然として起るに至つた。次の數字はこの間の事情を示すものである。<sup>13)</sup>

徒弟學校

實業補習學校

技藝學校

明治二十七年

三

一九

二九

〃 二十八年

九

五五

四四

〃	二十九年	一六	九三	五九
〃	三十年	一七	一〇八	七五
〃	三十一年	二二	一一三	八三

三十一年二月勅令第二十九號を以て實業學校令が公布された。これは我が國實業教育制度發達史上に於て一劃期をなすもので、前記二十七年を境として急激なる發達を遂げた中等實業學校の統制を目ざせるものであつた。當時は未だ實業專門學校と稱すべきものが存しなかつたが、本令においてその設置も認められた。工業方面では明治二十九年五月に大阪工業學校が出来、第五高等學校工學部(明治三〇年四月)・京都理工科大學(同三〇年七月)・京都蠶業講習所(同三二年三月)が設けられ、明治十四年五月に開校せし東京職工學校は明治三十四年に東京高等工業學校となり、大阪工業學校も同年に大阪高等工業學校に組織を變更した。<sup>10)</sup>先に文部大臣井上毅の實業教育普及策により、實業教育國庫補助法が出たし、又日清戰爭後に於ける外國貿易擴張の必要よりして、鹿兒島・熊本・久留米・四日市・仙台・富山・高岡・七尾・高知・岡山の各商業學校が相續いで設立せられた。先に示した明治三十三年の實業學校令は、その程度によりて甲乙二種の實業學校に區別した。かくの如く政府の施設宜しきを得たのと、日清戰爭後に於ける外國貿易の發展のため、民間實業教育は一層促進され、明治三十五年には公私商業學校中甲種四十校、乙種八校となつた。高等商業教育は從來東京高等商業學校一校のみであつたが、明治三十五年には神戸高等商業學校が設立せられ、三十六年専門學校令が發布せらるゝや、その翌年大阪商業學校が大阪市立高等商業學校と改稱した。<sup>11)</sup>

その四にはその他の貿易促進の方策・施設を一括して示そう。まづ領事制度であるが、貿易の發動者としての領事の職務は日清戦後に於て大いに注意せられ、各地に領事館の開設を見た。<sup>16)</sup>併し敏速を貴ぶ通商貿易事務に於て領事の報告や措置のみでは兎角遅れ易く、往々商機を逸し勝であつたから、日清戦後の貿易擴張に努力せし當時の農商務省はこの缺陷を補ふために同省監督の下に、常に海外にあつて商工業に關する調査報告を專掌する官吏の設置を企圖し、明治三十四年九月初めて商工事務官なるものを設置する案を立てた。併しこの時は時機が未だ熟しなかつたものか、遂に成立を見ずに終つた。<sup>17)</sup>

日清戦後に於て政府は商業會議所を通じて亦貿易擴張の事を圖つた。「秘書類纂」所收の「外國貿易擴張方法」には「海外貿易ニ關スル法按又ハ事項ニ就テハ政府ヨリ商業會議所ニ諮問シテ其意見ヲ具申セシメ、又商業會議所ニ於テモ其意見ヲ上申シ、依テ政府ノ旨趣ハ之ヲ經由シテ當業者ニ周知セシメ、又實業者ノ希望モ此機關ニ依テ政府ニ開申セラルルニ至リ、以テ商業會議所ノ本分タル貿易ノ機關トナルコトヲ得ントス」との意見を示してゐる。<sup>18)</sup>商業會議所條例は明治二十三年九月に發布されたものであるが、明治二十八年三月數ヶ條の改正を公布した。商業殊に貿易上の必要よりこの間に於ける商業會議所の設置益多く、明治二十五年より同三十三年迄に新設せられた會議所の數は四十一に達し、既設のもの及び朝鮮のものを加ふれば、實に六十ヶ所の多數に上つた。これ等は殆んど全部商業會議所聯合會に加盟して、産業貿易の調査施設に努力をなしたのであつた。<sup>19)</sup>

日清戦争の戦果は金本位採用を可能にし、これに伴ふ貨幣法は明治三十年に公布された。この金本位制の確立と將來の

貿易との關係について同年の議會に於ける演說中に於て松方藏相は金本位制採用の貿易に及ぼす影響が有害であるかのやうに見えるのは一時的のことで永遠的には必らずや利の多いことであらうと明かにしてゐる。金本位制が我が國の幣制にとり好適であり、それが貿易上にも好影響を及ぼしたことは、その後<sup>20)</sup>に於ける我が國經濟貿易の實績が最も克く之を物語つてゐる。

- (1) 拙著、株仲間の研究、四〇三頁以下。
- (2) 東京經濟雜誌、第三三卷、八一九號、五三九頁。
- (3) 法令全書、明治三〇年四月分、九五頁。
- (4) 重要輸出品同業組合の現在數、東京經濟雜誌、第四四卷、一一一號。
- (5) 拙稿、産業組合、日本經濟史辭典、六五八頁。
- (6) 金融六十年史、一五二頁。橫濱正金銀行が直輸出を獎勵せざるのみならず、却て居留地外商を保護するとの非難も行はれた。即ち居留地外商の手形は高價に買入れ、直輸出者のそれは容易に買入れずと批判せるものがあつた。東京經濟雜誌、第三二卷、七九二號、四五一頁。
- (7) 高橋龜吉、明治大正産業發達史、五一〇頁。
- (8) 秘書類纂、實業關係資料、一九二頁。
- (9) 金融六十年史、二二八頁。明治財政史、第一四卷、九四三頁以下。
- (10) 秘書類纂、前掲書、一八九頁、一八八頁。
- (11) 秘書類纂、前掲書、一八九頁、一八八頁。
- (12) 高橋龜吉、明治大正産業發達史、四六〇頁。

- (13) 鶴見左吉雄、日本貿易史綱、三二六頁。
- (14) 高橋龜吉、明治大正産業變遷史、四五三頁。
- (15) 佐野善作、日本商業教育略史、商學研究、第一卷三號。文部省實業學務局編、實業教育五十年史、二四七頁、三六五頁以下。
- (16) 飯田四郎、貿易の發動者、國民の友、第一四卷、二二七號、七七九頁。
- (17) 商工事務官の設置、東京經濟雜誌、第四四卷、一〇九七號、五〇一頁。(明治三四年九月七日)
- (18) 秘書類纂、前掲書、一九四頁。
- (19) 日本商業會議所の過去及現在。明治商工史、一三四頁。
- (20) 鶴見左吉雄、日本貿易史綱、三四六頁。當時には異論も行はれた。即ち『或ハ曰ク、銀貨下落ハ金貨國ニ對スル貿易ヲ獎勵スルノ利アリ。之ヲ更章スルハ徒ラニ我が輸出ヲ衰退セシムルニ過ギズト。或ハ曰ク、東洋諸國悉ク銀貨國ナルニ今我國獨リ金貨本位制ヲ行フニ於テハ此等諸國ニ對スル貿易ハ大ナル障害ヲ受クベシト』、明治三十年幣制改革始末概要、明治前期財政經濟史料集成、第一一卷、三一八頁。松方藏相の演説はかゝる疑惑に對し『今日ノ如ク物價ノ騰貴ガ甚ダシクナリマスレバ銀價下落ノ利益トコロカ寧ロ害ノミ受ケル譯ケニナリマス。又支那ノ如キ銀貨國ニ向テ他ノ金貨國ト競争スル上ニ於テ今日金ニ改メテモ我國ハ距離ニ於テ東洋市場ニ近ク且ツ貨銀モ廉デアリマスカラ從來ノ地位ヲ失フノ虞ハアルマイト存ジマス。將來銀貨ガ下落スルモノトスレバ支那ノ生絲ヤ茶ト金貨國市場ニ於テ競争スル上ニ我國ハ不利益デハナイカト言フ懸念モアリマセウガ、之モ一時ノコトデアツテ金本位ニ依テ得ル所ノ爲替浮沈少ナキノ便ト永遠ノ利益トヲ以テ償フテ餘リアルコトト存ジマス』と述べてゐる。明治三十年幣制改革始末概要、明治前期財政經濟史料集成、第一一卷、四六〇頁。

## 七、直貿易の促進策と意見

開港以來我が貿易の全部は、居住地在留外人のために掌握せられ、邦商の所謂貿易商なるものは、これ等居留地外人と取引するに過ぎなかつた。而して輸入品を居留地外人より買取る邦商は『引取屋』と唱へ、輸出品を彼等に賣込む邦商は『賣込屋』と稱せられてゐた。此間外商は巨大の資本と治外法權の援護の下に相當大なる利益を收めてゐた。外商は必ずしも品性高からず、或は所謂洋妾（おしやん）を著へてゐるものさへもあつた。然るに我が引取屋・賣込屋はこれが店舗を外人館と敬稱し、その取引を『ヤシキ』貿易とすら稱してゐた。

かうした情勢に鑑み、我が朝野の識者の間には早くから、この輸出入の商權を邦商の手に回復せんとの運動が行はれ、かの明治十三年に開業した横濱正金銀行も、これを通じて直輸出入を保護助長せんとの意圖を持つたものであつた。併し商慣習・取引關係・金融機關・航路等と、いづれも邦商に不便不利で、殆んど云ふに足る効果を擧ぐるに至らなかつたのである。勿論居留地貿易に對し若干は海外貿易商とでもいふべきものが出現してゐたが、當時は取引商・賣込商と外商の番頭との間に立つ仲次人や才取までが、同じく貿易商と自稱するので、彼等は此れ等の有象無象の輩と同一視せられるのを肩よしとせず、特に直輸の二字を冠して『直輸貿易商』の看板を掲げて、其の矜持を表はした様な有様であつた。

丁度明治二十年前後から不平等條約改正運動が喧しくなり、法權並に稅權の恢復が叫ばれたのであつた。これは國家の體面論が主で、初めは經濟的の意味はそれほど多く加はつてゐなかつたが、やがて國民一般の覺醒を促し、自然、貿易の方も我が貿易を外商の獨占に委すべきでないとの意見が盛んになつて、所謂商權回復が、法稅二權恢復の叫びと鼎立の姿で、朝野にやかましくなつたのである。かくて直輸貿易に挺身する先覺者が年一年と増加したが、その歩みは遅々たるもので

あつた。これについて前田卯之助氏は次の如く説明してゐる。<sup>2)</sup>

『我貿易界に於ける邦人の取扱比率は中々以て其割合に上昇せぬのも道理、第一 諸外國の民衆は多く日本の存在を知らず、偶々之れを知るものも支那の屬國位に考へて居るので萬事が頗るやり悪い。第二 資力にも智識にも乏しい上に言葉さへも至つて不自由である。第三 領事館其他在外公館の置かれてある所は至つて妙い。第四 日本の航路は全く無い。漸くあるのは上海航路位のものに過ぎない。第五 貿易金融並に爲替の機關が欠けて居る。僅に一正金銀行があるが、其勢力は猶微々たるもので、且つ取引範圍も至つて狭い。第六 相手方の諸國が多く金貨國であるのに、日本は銀貨國であるから、馴れぬ金銀比價の騰落に思はぬ損失を蒙る。曰はく何。曰はく何と數々の條件の不利で、先進の外商との太刀打は甚だ思はしく行かず、一起一倒の結果も明治二十四・五年迄は漸く日本の産業革命の發端に伴ふ機械類其他の需要で、輸入取扱比率に幾分の進歩を見せたのみで、輸出の取扱比率は停頓の状を示してゐたが、翌年には此方の比率にも偶々著しく獲る所があつて、旁々日清戦争直前の明治二十六年には大いに面目を改めたとは言ふものゝ、輸出入を通じて漸く百分の十八前後に漕ぎ付けたのみで、當年の我貿易總額は猶二億圓にも充たなかつたのであるから、邦人貿易商の總取扱高は漸く三千萬圓を少しく出たのに過ぎなかつた。』

以て當時の狀況を察すべきである。日清戦争後の所謂貿易擴張策はこの障害を逐一除去せんとしたものであるが、この直輸出入、直貿易そのものを直接に促進せんとの方策も大いに講究せられたのであつた。即ち農商務省の商工局長は大臣の命を奉じ、戦中の二十七年十一月二十七日に、海外直輸出入の發達を企圖するは頗る緊要なりとて、東京商業會議所に次の如き照會を發した。<sup>3)</sup>

『第一、明治初年已來歐米諸國直輸出入業に従事したる會社組合又は一個人の名稱其輸物品の種類資本額輸出先及販賣取引の方法  
第二、右直輸出入者に於て爲替倉庫保險運輸等に關し各々其取りたる手段方法

第三、各直輸出入業者着手年月現時繼續の有無、廢業したる者に付ては其事由

第四、海外直輸出入業の困難にして發達を障害する重なる原因

第五、直輸出入業の發達を援助すべき爲め將來に於て開發すべき事項』

これに對し東京商業會議所は答申したが、その中第一・第二・第三項に對しては、表を以て之が回答をなしてゐる。<sup>4)</sup>この表については、別の機會に紹介したいと思ふが、これを通覽するに直輸出入等に從事せる者の資本金は甚だ少く、その爲替保險は多く外國の銀行會社に依り、運搬は殆ど擧げて之を外國船舶に托してゐるのが判る。

又第四項に對する答申は次の如くであつた。<sup>5)</sup>

『(一)金融機關の完備せざる事(説明)我國銀行者にして貿易上之が機關となるべきもの唯一の正金銀行あるのみ、而して同行が直輸業者に對する取引の實況は満足を與ふるに足らざるのみならず、往々當業者をして愁訴せしむるものなきにあらず。<sup>6)</sup>

(二)我國の金利は歐米諸國に比して不廉なる事(説明)彼我金利の割合を見るに、外國の金利は少きは三・四朱より多きも六朱に過ず、然るに我國の金利は少きも七・八朱の間に在り、正金銀行の如き爲替手形支拂期日迄は六朱となすの便ありと雖も、其以後尙金融を得んとするには普通の利率に依らざるべからず。

(三)當業者海外の商情に暗き事

(四)我國製品の一定せざること並に濫造の弊ある事』

これについてはその項目のみ既に第一節に擧げて於て置いた。聊か重複の嫌はあるが、こゝにくり返し説明するならば次の如くである。

『(一)領事館を増設し、領事の任用に一層の注意を加ふる事(説明) 外國市場に進入して取引を營む者は最も領事の保護を蒙らざるべからず、而して領事の報告は猶羅針盤の如く、依て以て商機を定めざるべからず、然るに將來必要の貿易地にして未だ領事館の設置なきものあり、又領事中實際に於て彼我の商情に通曉せざる者なきにしもあらず、隨て其の着眼貿易の肯綮に當らず、其調査報告する所のもの當業者に取りて有要なる参考となるべきもの少かりしは最も遺憾とする處なり。

(二)貿易の機關なる銀行を増設して大に金融の便を開く事(説明)我直輸業者の金融機關たるものは唯一の正金銀行あるのみにして、未だ當業者に充分の便利を與ふるに足らず、金融機關をして完備せしめんには更に貿易の機關なる有力の銀行を増設し、正金銀行同様の便利を與へ、兩者をして相俟て金融の便を達せしめば、其結果競て當業者の便利を圖り、且つ金利も亦能ふ限りの程度に迄低下するに至らん。

(三)外國の商情に通曉する人を養成する事

(四)税關の規模を擴張する事(説明)今の税關は往時我國の貿易極めて幼稚なる時の設備に係るが故に、今日に於ては其規模狭少にして貿易の實際に適應せざるの憾あり、例へば上屋に於ける荷物引渡時間の短きに過ぐるが如き、又は借庫倉敷料の高きに失するが如きは、當業者の最も不便に感ずる所にして、特に輸入品を再輸出せんとする場合に於ては、其不便一層甚しきものあり、故に、今後大に税關の規模を擴張して、上屋及借庫に増築を加へ、相當の程度を斟酌して荷物引渡時間を延長し、以て當業者の便利を達せんことを望む。

(五)政府に於て購入する外國品は成るべく、我國商人の手に托する事、並に其の購入手續を簡易にする事

(六)海運事業を擴張する事

(七)商品陳列所を設置して内外品の見本を當業者に縦覽せしむる事

(八)我製品を齊一にし、且濫造の弊を矯むる事

かくの如き直輸入促進に關する東京商業會議所の意見と同様のものが、日本貿易協會によりても提言されてゐた。かくの如き意見に對しては批判的に見るものもないわけではなかつたが、大體に於て當時の要望を最も雄辯に表明せるものと云ふことが出来る。恰も「大陽」第三卷三號（明治三〇年二月五日）誌上には「我國の貿易は外國人の貿易なり」との見出しをつけ、次の如き極論さへ現はれた。『我國の外國貿易は年々増進して昨年度（明治二十九年）の如きは輸出入品原價二億六千萬圓の巨額に上るに至りしは、甚だ喜ぶべきが如し。然れども更に細かに此等の輸出入を取扱ふものを見れば、其の大部分は外國商人にして、日本人が直接に外國と直輸入をなすもの、寥寥として晨星の如きなり、故に輸出入品原價こそ多けれ、貿易の利を收むるものは外國人なり、外國人と日本人との間に立て、貿易を媒介する者はまた外國人なり、故に横濱・神戸等の税關を通過する貨物は日本人の有にあらすして外國人の有なり、之を稱して日本の貿易と言ふよりは、寧ろ日本に於ける外國人の貿易といふを至當とす。甚だ遺憾なりと雖も今日の實況眞に然るなり』と。更に續けて、『而して眞に之を爲す者を名づけて居留地の商館と云ふ。日本人の輸出入は大概此の商館に賣込み又は商館より買入るなり。因りて現今日本商人の對手は海の外にあらすして近く開港場の居留地にあるなり』と述べてゐる。即ち當時の貿易商業は未だ居留地貿易を本體としてゐたのである。然しながら、今や恰も日清戦後の國力充實の時期に當る。この際に於て、この居留地貿易の打開、直貿易の促進はなによりも痛感せられたわけであつた。

かくの如き要望を反映して、明治二十九年以降積極的な外國貿易擴張の施設がなされたもので、前節に於て述べし如く、或ひは農工商高等會議・海外商況視察・海外實業練習生・商品見本の發送・商品試驗製造・貿易品陳列館となつて實現

し、又海運業の奨励・保税倉庫の設置・生絲輸出奨励法となり、更には重要輸出品同業組合の組成・實業教育の普及・貿易港の開港・輸出入税の廢止・關稅改正となつたものである。以上は大きく戦後經營策として貿易一般の擴張を目ざせしものであるが、その重點は直輸出入殊に直輸出にあつたと云はねばならぬ。併しながら直輸出の利害については未だ確固たる定見あらざりし如く、例へば金子堅太郎が伊藤首相に拜呈せる「絹織物輸出ニ關スル意見」なる文書が「秘書類纂」中に收録されてゐる。この年月は不明なるも恐らくは金子堅太郎が農商務大臣として、第三次伊藤内閣にありし時のものなるべく、明治三十一年頃のものだと推定される。(第二次伊藤内閣三十一年一月成立、金子農商務大臣は三十一年四月就任)この文書には外國直輸出の困難なる理由として次の如きを擧げてゐる。<sup>10)</sup>

『第一 日本人ハ彼レト人種ヲ異ニセリ。日本人ハ蒙古人種ニシテ、歐米人ハ「コウカシヤン」人種ナリ。異人種ニ於ケル商賣ハ同國人間ニ於ケル如ク信用セラレザルナリ。例ヘバ西洋人ガ桐生ニ赴キ商賣ヲ始ムルモ、桐生人ハ日本人ノ如クハ之ヲ信用セザルベシ。日本人ガ西洋人ヲ信用セザル如ク日本人ガ外國ニ行クモ、亦タ之ニ異ナラズ、同人種同國民間ニ商賣スルガ如クナラザルナリ。

第二 言語通ゼズ。言語通ゼザレバ、商賣ノ掛引、習慣、其他百般ノ事ニ不便ヲ感ズルコト、宛モ盲者、啞者ニ似タリ。

第三 商店ノ借料高シ。外國ニ於テ一商店ヲ借ルトキハ、我が三十圓位ノモノ、彼レニ在テハ三百弗ヲ出サマルベカラズ。之ヲ銀貨ニ換算スルトキハ六百圓位ナリ、彼ノ借家料モ亦タ高カラズヤ。

第四 生計ノ度高シ。我が三十圓ニテ足ル生活ハ、彼レニ在テ三百圓ノ生活費ヲ要ス。

第五 商業ノ慣習異ナリ。物品ノ受渡、賣掛代金ノ支拂、爲替相場ノ差異、手形ノ書式、帳簿ノ記入方等都テ異ナレリ。

第六 金利ノ差違甚シ。日本ニ於テハ普通一割二分位ノ金利ナルモ米國新約克ニ於テハ五分、英吉利ニ至リテハ二分五厘ナリ。故ニ少シク金錢ノ支拂ヒヲ延期セラルノトキハ、直ニ金利ノ點ニ於テ損失ヲ來タスナリ。

第七 海陸ノ危險ヲ犯サルベカラズ。海陸ノ運搬中ニハ風波ノ危險アリ、又毀損汚染ノ憂アリ、其ノ品ヲ完フシテ需用地ニ達スルコト能ハザルコト、往々ニシテアルナリ。』

かくの如く直輸出は困難であるが、困難なるだけに利益も多いとし、金子大臣が算へし諸點は次の如くであつた。<sup>11)</sup>

『第一 中間ニ在ル仲買ノ手数料ヲ省ケナリ。從來本邦ノ外國貿易ハ、中間ニ幾多ノ仲買アリテ非常ナル手数料ヲ收メタリ、直輸出ハ之ヲ減ズルコトヲ得。我が機業者ガ織出シタル絹物ハ原價ニ外國ニ賣リ出シ得ラル、ナリ。』

第二 外國ニ於ケル日本人ノ商店ニ日本品ヲ賣ルコトハ、人種ノ異ナル不便アルダケ、又一種ノ愛嬌アルナリ。例セバ日本ノ羽二重ヲ買フニ西洋人ノ店ヨリハ、寧ろ日本人ノ店ニ於テスルヲ喜ブ。是レ彼レノ人情トシテ然ルナリ。』

第三 日本人ノ生活ハ西洋人ヨリ低度ナリ。故ニ外國商人ノ贅澤ナル生活費ニ當ルダケハ、商品ニ口錢ヲ掛ケザルモ可ナリ。從テ日本人ノ商品ハ廉價ニ賣買スルコトヲ得。』

第四 内地ノ買ヒ出シ方ニ便宜多シ。西洋人ガ内地ニ入り來リ、桐生又ハ足利ニ於テ絹物ヲ買ヒ出シテ本國ニ送ルヨリモ、産地ニ於テ同業者ヨリ買ヒ出スハ頗ル容易ナリ、且ツ我レニ優ル能ハザルナリ。』

而も『直輸出其ノ順序方法ヲ得ベ、決シテ難カラズト思フナリ』と論じ、着々前述の如き方策をめぐらしたのであつた。如何に當時の農商務省がこの點に熱意を傾注したかは、當時英吉利政府より任命せられ、此時代の日本貿易を調査せしブレナンノ報告書「日本商業事情視察報告書」(明治三十一年五月)中に、農商務省は『事細大となく、最も心を用ひ意を注ぎ各自に特殊の機關を敏活ならしめて、國人の需用品を供給すべき世界最良の市場を發見することに勉め且つ供給品の泉源地を公示して、適宜に之を得せしめ、以て其需用を充足するが如き、區々一私人たる購買者に對するも便宜を與ふる

こと甚だ多しとす』と述べてゐるのでも判る。<sup>13)</sup>この農商務省にかつて日清戦直後農商務次官として貿易擴張に努力し、且つ最も熱心なる直貿易論者であつた金子堅太郎が大臣となつたのである。彼は我が國貿易の方針は佛國流の坐商主義ではなく、英國流の行商主義でゆかねばならぬとの持論を以て、これに當つた。<sup>14)</sup>又金子農商務大臣の下で次官をつとめた藤田四郎(明治三一・五・六任)も、嘗つて日清戦直後の第二次伊藤内閣時代、金子農商務次官の下で商工局長たりし人物で、熱心なる貿易擴張論者であつた。彼には「貿易意見」なる寫本の意見書が傳はつてゐるが、それによれば「貿易を以て國家の富力を増進するのみ」と論じ、その方法としては、第一製産力を盛んにし、善良なる物品を製造し、其價を廉として各國の需用に應ずる事、第二貿易市場金融の機關を裝置し、自國貿易市場の商賣を保護し、他外國人をして自國の市場を左右せられざるのみならず、進んで他外國市場の金權を掌握せざるべからざる事、第三運輸交通の道を開發し、十分自國商賣の便宜を計る事、第四製産者並に貿易商賣の組合法を嚴重にし、質造品及び不正の商業を營み、商業上の信用を失墜する者を懲戒すべき事、第五教育上には社會上の訓洵若くは契約を以て華奢贅澤に屬する輸入品の需用を猛省する事などを擧げてゐる。<sup>15)</sup>

併し直貿易政策に對して賛成せない向もないではなかつた。<sup>16)</sup>例へば米國紐育に駐在せる帝國一等領事内田定槌は、生絲に關し直輸出の危險にして且つ不利なる所以を説明してゐる。<sup>17)</sup>

『販賣方の改良とは直輸出の謂にあらず、熟て當地に於ける生絲輸入業者と機業家との關係を案するに、日米間の貿易中生絲直輸出程危險多くして利益の少きものは無かるべし、其利益の少きは畢竟内外人同業者の競争劇烈なるに依る者にして、又其危險の多き所以

は第一當國機業家の資産概して薄弱なると、第二當國破産法の不完全なるに依り詐偽の行はれ易きと、第三日本は歐洲絲と異なり品物を引渡したる時より六ヶ月後に非ざれば其代金を徴收すること能はざる慣例なるに因り、機業家輸入商店より巨額の生絲を仕入れ、代金支拂前に當り破産する者少からず、而て輸入商人、其度毎に巨額の損失を招くも、賣込の當時に於ては之を前知すること能はざればなり、故に此業に従事する者は多少投機的の賣買を行ふに非ざれば損益相償はずと言ふて不可なかるべし、去れども投機的賣買には前記破産より生ずる危険の外、尙見込外れの危険之に伴ふ者なり、世人動もすれば外國商權恢復の方策として、生絲の直輸出を唱へ、直輸出さへすれば利益あるものゝ如く考ふる者あれども、是當地の實況を知らざる者の謬見なり。』

又實際家中には直貿易に必らずしも賛成でないものが尠くなかつた。例へば東京海上の末延道成、森村商會の森村市左衛門、兼松商店の兼松房次郎等がそれで、外人に爲替危険を負擔させた方が寧ろ利益であるとの見解を持してゐた。<sup>18)</sup> 又外交官であつた大越成徳もこれに近い見解を有し、損失をして迄も直輸出をなすべからず、急がず、怠らず直貿易の目的を達するの方針をとるべしと、緩和的な意見を示した。<sup>19)</sup>

然しながら此等の政治的な背景によつて、内商の貿易擔當部分が増加したことは明白なる事實であつた。三國干渉で遼東の還附を餘儀なくされ、商權回復への努力は一段と加はつた。かくて戦後五年即ち北清事變の起つた明治三十三年の我貿易總額は實に戦前に二倍半にして五億圓に垂んとし、其内邦人の扱高は優に三分の一を超えて、十分の四に近からんとする實績を示す様になつた。<sup>20)</sup> 次に明治二十七年と三十三年に於ける内商・外商の擔當割合を示せば次の如くであつた。<sup>21)</sup>

明治二十二年	内商	外商	船用	合計
100.0%	30.0%	70.0%	1.0%	100.0%

年	輸入	内商	外商	官省	合計
明治三三年	七三、三〇、六三〇 一〇〇・九%	二四、六八、九二三 三三・一%	六、三六、四七七 八・一%	七四、四三、九九四 一〇〇・〇%	
明治二七年	三三、九七、九六六 二八・九%	八、三六、四五四 七・〇%	一、一七、九〇五 一・一%	二七、四八、九四五 一〇〇・〇%	
明治三三年	一一、七七、五〇一 六三・三%	三三、四四、八三三 六〇・四%	一、〇〇、九三三 〇・三%	二七、二六、八四六 一〇〇・〇%	

併し乍らこの統計は明治三十三年を以て最後とし、それ以後はこの比較を知ることが出来ない。商權回復の目的の一半が稍々達成したと考へたためであらうか、或は亦諸外國に氣兼ねしたためであらうか、大藏省は同年限り内外人別輸出入扱高統計の發表を打切つたのである。而も一方に於て多年の國論たりし條約改正並びに之れに伴ふ稅權の自主問題もこれと前後して解決されたため、商權回復の言葉は漸く人口に上ることが減少した。貿易業者の經驗は益々積まれ、その智識は漸く豊富になつた。外商に比し、少額の費用と勤勉とを以て事に當る彼等に、政府の保護貿易策を以てせば、外商等がその地盤を漸次蠶食されたのは當然の結果であつた。統計の之れを證すべきものは見當らぬが、日露戦争の直前に於ける邦人の扱高は、恐らく優に總額の十分の四を超過してゐたであらうと推定される。

- (1) (2) 前田卯之助、所謂商權恢復戰の跡を顧みて、企業と社會、第一號。
- (3) (5) 直輸出入に關する東京商業會議所の答申、東京經濟雜誌、第三二卷八〇六號、一〇三二頁、明治二十八年十二月二十八日。
- (4) 直輸業の景況、東京經濟雜誌、第三三卷八三一號（明治二十九年六月二十七日發行）。

- (6) これについては、横濱正金銀行の爲替取扱、東京經濟雜誌、第七九二號、四五一一四五二頁参照。
- (7) 大陽、第二卷三號、六二二頁。
- (8) 例へば坪谷善四郎の「直輸出入不振の原因及其救済策」の如きこれである。大陽、第二卷二號、五一頁、明治二十九年一月二十日。七八五頁。
- (9) 秘書類纂、實業・工業資料、二二三―二二五頁。
- (10) 英國ブレナン氏、日本商業事情視察報告書、明治三十一年五月（大藏大廳官房第三課記）、二頁。猪谷善一、日本貿易論、一七二頁。ブレナンは又次の如くも述べてゐる。『彼等は中心謂へらく、商業界において歐米人と優劣を争ふが如きは勢力相比敵すべきに非ず、須らく先づ慈父的恩澤を施さざるべからず。』『之が方法として製造物原料輸入税の免除若くは主要なる製造輸出品の免税其他内外國博覽會の如き従來用ひられたる手段のみに頼らず、全然特別の方策を立てんとす。即ち商業發達の衝に當るものは政府に向つて補助を請願し、政府は新舊事業を育成するにあり。』『之が結果として時に或は半熟的獎勵を爲すことあり。』と評し、特に輸出品の検査に關しては、『従來日本に生産する貨物の品質外國市場の需要に適當なりや否やを判斷するものは外國の消費者にあらずして、日本政府の監督官たるの奇觀なきにあらざるなり。』とさへ笑つてゐる。上田貞次郎、日本の産業革命、企業と社會、第一〇號。
- (13) 金子堅太郎が農商務相に任ぜられたのは、明治三十一年四月二六日。
- (14) 金子堅太郎著、戦後經濟の方針及び機關。東京經濟雜誌、第三二卷八〇三號（明治二十八年十二月七日發行）参照。同氏著、經濟政策（明治三十五年）、二六五―二七三頁。
- (15) 東京商大圖書館寫本。猪谷善一、日本貿易論、一七六頁参照。
- (16) 直貿易問題を中心とする可否諸意見については、佐藤三郎編、最近日本經濟問題參照。

- (17) 東京經濟雜誌、第三七卷九一五號、三四九頁、明治三十一年二月十九日發行。  
(18) 佐藤三郎編、最近日本經濟問題、二四九頁—二七二頁參照。  
(19) 大越成德、外國貿易擴張論。  
(20) 前掲前田氏論文、企業と社會、第一號。  
(21) 外國貿易年表、各年度。